

十和田市障がい者基幹相談支援センターは、市が委託した団体が運営しており、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、さまざまな相談に対応し、障がいのある人が自立した生活を続けていくことができるように支援しています。

- ★市内在住の障がいのある人やその家族、知り合いの人も相談できます。
- ★相談は無料です。気軽にご相談ください。
- ★電話や来所、スタッフの訪問による相談ができます。

どのようなサービスが利用できるのかな？



例えば、こんなことが相談できます！

- ▶発達障がいの子どもの預かってほしい。
- ▶働いて自立したい。
- ▶親が亡くなった後が心配。
- ▶子どもの医療的ケアが大変。休息がほしい。
- ▶隣の家の様子が心配だ。障がい者虐待かもしれない。
- ▶成年後見制度について知りたい。
- ▶ヘルパーを利用したい。

障がい者とは…身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病患者、その他心身の障がいや社会的な障壁により生活に援助が必要な人
※障害者手帳の有無は問いません。

☎十和田市障がい者基幹相談支援センター アセンドハウス

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

所在地 十和田市東三番町4-11 ☎0176-27-1228 FAX 0176-21-1163 メール asendo@kyouseinomori.or.jp

あなたの街の

法律相談

～第82回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**会社を廃業したら保証債務はどうなる？**」についてです。

☎くらし環境課 ☎0176-51-6735

Q 会社の廃業を考えていますが、どうすればよいでしょうか。

A 会社の負債を全額払える場合は、司法書士に依頼して清算手続きを行います。負債を払えない場合は、会社の自己破産手続きが必要です。

Q 会社の負債の保証人になっています。廃業したらどうなりますか。

A 会社が支払えない負債は、保証人が支払わなければなりません。従来は会社が破産すると保証人も自己破産するのが一般的でしたが、近年、経営者保証ガイドラインによる保証債務整理の手続きが広がってきています。これは金融機関との合意により保証を解除してもらう仕組みで、破産を回避することができます。

Q 経営者保証ガイドラインを使う条件は何ですか。

A 会社をきちんと整理（基本は自己破産）することが条件です。また、個人資産の情報を金融機関に開示し、基準を超えた資産の分は支払う必要があります。

Q 経営者保証ガイドラインの対象となる債務は何ですか。

A 「保証」のガイドラインですので、保証債務のみが対象です。個人名義で借り入れた分は払わなければなりません。個人の借入れが多額の場合は、結局自己破産せ

ざるを得ないこともあります。そのため、個人で借り入れて会社に資金投入する状況になると、経営者保証ガイドラインが使えない可能性があります。

Q 経営者保証ガイドラインのメリットは何ですか。

A 最大のメリットは破産の回避です。破産ではないため、クレジットカードを使い続けられます。また、場合によっては、破産する場合よりも多くの資産を残すことが認められます。破産の場合は合計99万円以下の資産しか残せません。

Q 経営者保証ガイドラインを利用したい場合、どこに相談すればよいですか。

A 自己破産よりも難易度が高い手続きですので、弁護士に相談してください。

(文責 弁護士 十枝内 亘)
弁護士法人十枝内総合法律事務所
☎0176-21-4005